

第九十二回帝國議會 衆議院 昭和十四年法律第七十八號を改正する法律案(寺院等に無償にて貸付しある國有財産の處分に關する件) 委員會議録(速記)第八回

付託議案(審査終了のものを除く)

國有財産法の一部を改正する法律案

(政府提出)(第五二號)

作業會計法を改正する法律案(政府提出)(第五四號)

燃料局特別會計法を改正する法律案(政府提出)(第五五號)

造幣局特別會計法の一部を改正する法律案(政府提出)(第五六號)

國有林野事業特別會計法案(政府提出)(第五七號)

勞働者災害補償保險特別會計法案(政府提出)(第五八號)

公債金特別會計法外四法律の廢止等に關する法律案(政府提出)(第五九號)

企業再建整備法等の一部を改正する法律案(政府提出)(第六〇號)

昭和二十一年度第一豫備金支出の件

昭和二十年度緊急對策費第一豫備金支出の件

昭和二十年度特別會計第一豫備金支出の件

昭和二十年度特別會計第一豫備金支出の件

昭和二十一年度第二豫備金支出の件

昭和二十一年度特別會計第二豫備金支出の件

臨時軍事費特別會計豫備費支出の件

臨時軍事費特別會計豫備費外豫算超過支出の件

(承諾を求めめる件)

出席政府委員

大藏政務次官 北村徳太郎君

大藏事務官 河野 一之君

本日の會議に付した議案

國有財産法の一部を改正する法律案(政府提出)

作業會計法を改正する法律案(政府提出)

燃料局特別會計法を改正する法律案(政府提出)

造幣局特別會計法の一部を改正する法律案(政府提出)

國有林野事業特別會計法案(政府提出)

勞働者災害補償保險特別會計法案(政府提出)

公債金特別會計法外四法律の廢止等に關する法律案(政府提出)

企業再建整備法等の一部を改正する法律案(政府提出)

昭和二十一年度第一豫備金支出の件

昭和二十年度緊急對策費第一豫備金支出の件

昭和二十年度特別會計第一豫備金支出の件

昭和二十一年度第二豫備金支出の件

昭和二十一年度特別會計第二豫備金支出の件

臨時軍事費特別會計豫備費支出の件

臨時軍事費特別會計豫備費外豫算超過支出の件

(承諾を求めめる件)

理事小笹 耕作君 理事西村 榮一君

稲本 早苗君 柴田兵一郎君

最上 英子君 氏原 一郎君

澤田 ひさ君 田中 松月君

増井慶太郎君 丸山修一郎君

三月二十二日

昭和二十一年度第一豫備金支出の件

昭和二十年度緊急對策費第一豫備金支出の件

昭和二十年度特別會計第一豫備金支出の件

昭和二十年度特別會計第一豫備金支出の件

昭和二十一年度第二豫備金支出の件

昭和二十一年度特別會計第二豫備金支出の件

臨時軍事費特別會計豫備費支出の件

臨時軍事費特別會計豫備費外豫算超過支出の件

(承諾を求めめる件)の審査を本委員に付託された。

出席政府委員

大藏政務次官 北村徳太郎君

大藏事務官 河野 一之君

本日の會議に付した議案

國有財産法の一部を改正する法律案(政府提出)

作業會計法を改正する法律案(政府提出)

燃料局特別會計法を改正する法律案(政府提出)

造幣局特別會計法の一部を改正する法律案(政府提出)

國有林野事業特別會計法案(政府提出)

勞働者災害補償保險特別會計法案(政府提出)

公債金特別會計法外四法律の廢止等に關する法律案(政府提出)

企業再建整備法等の一部を改正する法律案(政府提出)

昭和二十一年度第一豫備金支出の件

昭和二十年度緊急對策費第一豫備金支出の件

昭和二十年度特別會計第一豫備金支出の件

昭和二十一年度第二豫備金支出の件

昭和二十一年度特別會計第二豫備金支出の件

臨時軍事費特別會計豫備費支出の件

臨時軍事費特別會計豫備費外豫算超過支出の件

(承諾を求めめる件)

出席政府委員

大藏政務次官 北村徳太郎君

大藏事務官 河野 一之君

本日の會議に付した議案

勞働者災害補償保險特別會計法案(政府提出)

公債金特別會計法外四法律の廢止等に關する法律案(政府提出)

企業再建整備法等の一部を改正する法律案(政府提出)

昭和二十一年度第一豫備金支出の件

昭和二十年度緊急對策費第一豫備金支出の件

昭和二十年度特別會計第一豫備金支出の件

昭和二十年度特別會計第一豫備金支出の件

昭和二十一年度第二豫備金支出の件

昭和二十一年度特別會計第二豫備金支出の件

臨時軍事費特別會計豫備費支出の件

臨時軍事費特別會計豫備費外豫算超過支出の件

(承諾を求めめる件)

出席政府委員

大谷委員長 これより會議を開きます

○國有財産法の一部を改正する法律案、作業會計法を改正する法律案、燃料局特別會計法を改正する法律案、國有林野事業特別會計法案、勞働者災害補償保險特別會計法案、公債金特別會計法外四法律の廢止等に關する法律案、造幣局特別會計法の一部を改正する法律案、企業再建整備法等の一部を改正する法律案を一括議題として討論に付します。討論は通告順によつてこれを許します。小笹委員。

○小笹委員 たいま上程になつております各法案は、いずれも憲法の改正に伴う當然の改正案でもあります。またあるものは企業再建整備等のための特別會計の設置に關する改正案であります。あるものはまた企業再建整備の必要上、その法律の一部の改正であるのでありまして、また存置の必要度の少くなつた法律の廢止に關する法律案であります。いずれも必要で、しかも當然の改正であると思つて、自由黨並びに進歩黨を代表いたしまして原案の通り賛成する次第であります。

○大谷委員長 氏原委員。

○氏原委員 私は日本社會黨を代表いたしまして、國有財産法の一部を改正する法律案は七件につきましての意見を申し述べたいと思つて存じます。國有財産法の一部改正案、作業會計法の改正案、燃料局特別會計、造幣局特別會計、勞働者災害補償保險特別會計、公債金特別會計法及び企業再建整備法の一部を改正する法律案、この七つの法律案につきましては、種々の都合が政府の方にもあり、種々の御説明でありましたが、それはともかくといたしまして、財政法との關連その他の點につきまして、私ども十分にこれを審議いたしますところの時間的餘裕を與へられず、この重要な法律案をほとんどこのみにしなければならぬということについては、はなはだ遺憾に存するものであります。従いまして、質問等につきましてもなお十分意見を盡していただきたいと思います。しかし會期も切迫いたしておりますし、またこれを貴族院へも回付しなければならぬという状態でござりまするので、一應これらの法律案が憲法改正に伴いますところの當然の改正であるという點に重きをおきまして、原案をこのまゝ認めたいと思つて存じます。たゞ國有林野事業特別會計法案につきましては、以下申し述べますごとく附帯條件を附して原案に賛成いたしたいと思つて存じます。

附帯決議

本會計より生ずる餘裕金を、一般會計等に繰入れることは妥當ではない。もし本會計において餘裕ある場合には、造林、樹苗養成、國有林所在地(都道府縣及び市町村)への交付金、森林輸送路の擴充、林業試験、林業文化の建設、林業勞働者の福祉施設等、單に直接國有林野事業の整備のみではなく、全森林行政の整備擴充をはかるために、これを放出すべきである。

○大谷委員長 これより附帯條件を附しまして、原案に賛成するものであります。私どもがかくのごとき附帯條件を附します理由は、國有林野事業特別會計が今回の議會に提案をされたことについては、全面的に私ども賛成であります。喜びをもつてこの法案を迎えたいと思つて存じます。長い間、内務省、農林省、宮内省といふふうに、所管を異にいたしておりましたところの森林が、一つの官廳の規律のある統制と總合的な計畫による管理經營に移されましたことは、まことにわが國森林行政の上において畫期的な出來事でありまして、そのことについては私ども心から

喜びをもつてこの法律案を迎えます。だがしかしながら現下のわが國森林生産物の需給の關係、及び長い戰爭中におけるわが國森林の荒廢の狀況等を靜かに考へてみました場合に、おきましては、この國有林野事業會計にも、餘裕金があり、また場合に、それを一般會計等に繰入れるという事は、絶対に避けねばならないことであると存じます。すなわち單に國有林野の事業を整備するというだけでなく、日本全體の森林行政の整備擴充をはかるために、國有林野事業の經營によつて生じた餘裕金に充てられ、その用途は、おきまして、それが全面的に放出しなければならぬ責任が政府にあると私どもは存じます。戰爭中の過伐濫伐によりまして、荒廢地に歸しておきまして、無立木伐採跡地に對する造林の問題さらには、また過日來の質問應答によつて明らかになされたこと、樹苗養成事業の今日におけるところの状態等を考へてみますと、國有林といふ恵まれたところの資源を獨占いたしておき、これを國有林の事業から生れてまいりますところの果實を、たゞ單に國の一般會計に繰入れることによつて、いかにも國有林事業の優越性を誇るがごとき考へ方であつてはならないと思ひます。殊に國有林所在地におきましては、それが國有林であり、また、課税の對象となり、また、あるいは山火事その他の場合に於けるところの地元の協力というものは、何らの得るところなく、多くの協力を國家に對して與へなければなりません。殊に御料林が國有に編入され、結果は八百萬町歩という龐大な面積に相なりますので、こ

の所在地と國との關係におきましては、從來より一層緊密なものがないければ、どうして國有林の事業の經營というものは圓滑にまいらないかと私は考へます。こゝういふ意味におきまして、この龐大な會計の中から僅かに五百六十萬圓くらいしか地元町村もしくは府縣等に交付をしないといふことは、これはなんと申ししても間違つておることであらうと存じます。八百萬町歩の國有林面積に對して五百六十萬圓といふことになり、一町歩に對してどれだけの金額になり、一町歩に對して一町歩一圓に足りないといふことになる。さういふことが、一山火事があつたとか、萬が一荒廢があつたとかいふ場合に、地元を求めるといふことは、まことに不都合の甚だしいと思ふ。しかもこの國有林はいわゆる所在地元都道府縣及び市町村に對する財政的の一つの壓迫となつておる場合が少なくありません。こゝういふ意味におきまして、これらの所在地元への交付金あるいは森林全體の輸送路の擴充、林業試験事業の擴充乃至は森林文化の建設及び林業一般事務者の福祉施設の向上といつたようなことに、こゝしほらく日本の森林生産物の需給の關係が一應バランスがとれ、國家が必ずしもさういふに國有林以外のものに對するところの考へをしなくともよろしいといふ時期がまいります。私には本會計により、また、この餘裕金は日本全體の森林行政の擴充と整備のために積極的にこれを放出するといふ態度を政府にとるべきであるといふことを確信するものであります。さうしてそれは結局においては、單に森林行政の問題のみではなく、現下の日本が直面

をいたしておりますところのすべての産業の危機を救うところの途であるといふので、こゝういふ意味におきまして、この附帯決議に對して國有林野事業特別會計法案に對して賛成をするものであります。

○大谷委員長 丸山君。

○丸山委員 私は國民協同黨を代表して本案に賛成の意を表するものであります。前者も言われましたごとく、新憲法の實施に當つて緊急を要する本法案でありますから、本案に對して全面的に賛成の意を表します。

○大谷委員長 討論は終了しました。これより社會黨提案の國有林野事業特別會計法案に對する附帯決議案に對して採決をいたします。右附帯決議案に賛成の諸君は起立を願ひます。

(議員起立)

○大谷委員長 起立議員、よつて本附帯決議案は可決いたしました。

これより原案に對する採決をいたします。各案とも原案に賛成の諸君は起立を願ひます。

(議員起立)

○大谷委員長 起立議員、よつて各案はいづれも原案通り可決いたしました。が、國有林野事業特別會計法案の附帯決議は、これを附けまして可決いたしました。ことにいたします。

引續き二十二日本委員會に付託されました昭和二十年度第一豫備金支出の件、昭和二十年度緊急對策費第一豫備金支出の件、昭和二十年度特別會計第一豫備金支出の件、昭和二十一年度特別會計第一豫備金支出の件、昭和二十一年度第二豫備金支出の件、昭和二十一年度特別會計第二豫備金支出の件、臨時軍事實費特別會計第二豫備金支出の件、臨

時軍事實費特別會計豫備費は豫備超過支出の件、右承諾を求むる件を議題といたします。政府の説明を求めます。

○北村政府委員 たいい議題と相なりました。昭和二十年度第一豫備金支出の件は、事後承諾を求むる件七件に關して、これは既に本會議において大體の御説明を申し上げたので、こゝに、當委員會に付託を相なりませんが、この際改めて御説明を簡單に申し上げたいと存じます。昭和二十年度一般會計第一豫備金の豫算額は二億圓であり、會計規則等戰時特別例第三十二條の二によりまして、この金額を豫算超過支出に充當いたしました。今そのおもなる事項を挙げます。ば、内務省所管に屬する警察費連帶支辨費四百三十餘萬圓、徵兵及附添旅費四百八十餘萬圓、臨時家族手當千餘萬圓、司法省所管に屬する臨時家族手當三百七十餘萬圓、文部省所管に屬する義務教育費補助費七十餘萬圓、青年學校教員費補助費七十餘萬圓、教員臨時手當補助費五百五十餘萬圓、臨時家族手當六百四十餘萬圓。厚生省所管に屬する傳染病豫防及檢疫諸費二百五十餘萬圓。農林省所管に屬する臨時家族手當三百九十餘萬圓、勤續手當三百三十餘萬圓。運輸省所管に屬する臨時家族手當三百五十餘萬圓等であります。

次に昭和二十年度一般會計緊急對策費第一豫備金の豫算額は貳拾億圓であり、内會計規則等戰時特別例第三十二條の二により補充いたしました金額は十八億三千九百五十餘萬圓であります。今そのおもなる事項を挙げます。ば、内務省に屬する戰時住居整備費、補助に要する經費千六百六十餘萬圓、横穴式防空地下施設費補助費に要する經費五千四百萬圓、戰災者其の他就農對策に要する經費四千五百十餘萬圓、防毒面整備並びに分散保管に要する經費七百萬圓、戰災及疎開勤務復舊に要する經費五百十餘萬圓、大藏省所管に屬する住宅供給施設に要する經費四千七百七十餘萬圓、戰災財務局其の他復舊に要する經費五百萬圓、簡易住宅建設及び罹災上下水道の應急復舊に要する經費九千四百七十餘萬圓、損害保險中央會、補助及び生命保險會社損失補償に要する經費一億千四百九十餘萬圓、生命保險中央會損失補助に要する經費三千七百七十餘萬圓。次に司法省所管に屬する分、司法本省及び各廳廳舎戰災復舊等に要する經費千六百餘萬圓。厚生省所管に屬するもの母子及び妊婦疎開施設に要する經費六百四十餘萬圓、都道府縣及び戰災援護會補助に要する經費五千三十餘萬圓、戰時災害保護費八億圓。次に農林省所管に屬するもの、戰災者その他就農對策に要する經費九千二百二十餘萬圓。運輸省所管に屬するもの、歸還輸送に要する經費四億二千四百九十餘萬圓等であります。

次に昭和二十年度各特別會計第一豫備金豫算の總額は、外地關係特別會計に屬する分を除きまして、七億千六百八十餘萬圓であり、うち各費途に補充いたしました金額は、造幣局及び十四の特別會計にわたり、合計九千五百二十餘萬圓であります。なお外地關係の特別會計、朝鮮總督府ほか七特別會計の第一豫備金または豫備費の支出に關しましては、終戦に伴ひまして、經理状況を明らかにすることができ、なくなり、その事後承諾を

求めますことが困難の状況にあり
ますので、右諸特別會計の昭和二十年
度歳入歳出決算とともに、當分の間こ
れを延期したいと考へます。

次に昭和二十年各特別會計豫備費
豫算の總額は三億九千五百餘萬圓で
ございまして、うち各費途に充用いたし
ました金額は、食糧管理及び帝國鐵道
の二特別會計でございまして、合計一
億二千二百餘萬圓となつておるので
ございまして。

次に昭和二十一年度一般會計改定豫
算における當初の第二豫備金豫算額は
六億圓であります。もつともこの金額
は今期帝國議會に提出してあります
追加豫算案において四億七千餘萬圓に減
額することとしてあります。しかして
昭和二十一年十月二十三日より同年十
一月二十二日までの間においてこれを
豫算外に生じた必要の費途に充用
いたしました金額は、四億五千七百九十
餘萬圓でありまして、そのおもなる事
項を申し上げますと、内務省所管に
屬するものとして、道路調査費三百八
十餘萬圓、測地基準點調査及び復舊費
三百三十餘萬圓、警察電話災害復舊諸
費四百十餘萬圓、資格審査諸費三百五
十餘萬圓、臨時勤務對策諸費一千四十
餘萬圓、臨時事務費補足七百六十餘
萬圓、臨時勞働對策諸費三百餘萬圓、
地方職員費補助、補足七百六十餘萬
圓であります。大藏省所管に屬する分
は、大藏本省分室用建物その他買収費
三千五百餘萬圓、地代家賃統制諸費三百
九十餘萬圓、小額紙幣製造費の補足千
三十餘萬圓、通貨安定對策諸費七百二
十餘萬圓、人口動態調査改善諸費三千
十餘萬圓、文部省所管に屬するものは、
海習林臨時諸費六百九十餘萬圓、
厚生省所管に屬するもの、臨時豫防對

策諸費七千二百六十餘萬圓。農林省所
管に屬するもの、開拓營農資金融通補
助四千五百餘萬圓、まゆ檢定施設整備費
補助五百八十餘萬圓、水産試験船その
他建造及び修繕費三百七十餘萬圓、種畜
牧場專業費補足七百七十餘萬圓、試験
研究機關專業費補足七百三十餘萬圓。
商工省所管に屬するもの、臨時商工行
政諸費二千七十餘萬圓、特許標 准局
建物その他復舊費三百八十餘萬圓、國
產原油價格調整補助金二千五百三十餘
萬圓、金屬回收株式會社補助千餘萬
圓。次に運輸省所管に屬する分、航路
標識その他緊急整備費五百五十餘萬
圓、臨時海軍事務處理費七百五十餘萬
圓、船員臨時補修教育費四百五十餘萬
圓等であります。

次に昭和二十一年度各特別會計改定
豫算第二豫備金の豫算額は三千八百餘
萬圓でありまして、うち豫算外の費途
に充用いたしました金額は、專賣局特
別會計におきまして、專賣局機構整備
費といまして、百八十餘萬圓であ
ります。

次に臨時軍事費特別會計における豫
備費支出及び豫備費外豫算超過支出の
事後承認を求むる件について御説明申
上げます。

臨時軍事費特別會計は、御承知の
ごとく、昭和十二年法律第八十五號をも
つて設置され、戰爭の終局までを一會
計年度といはしめて、特別に整理さ
れてまいりましたところ、昭和二十一
年勅令第百十號によりまして昭和二十
一年二月二十八日をもつてその年度を
終結されましたのでありますが、その
間、第七十二回帝國議會において成立
いたしました豫算額に對し、第八十六
回帝國議會までに十二回の追加豫算が

成立いたしました、それに本會計設置當時に
ついて一般會計から移し整理いたしま
した額を加へまして、豫算總額は二千
二百十九億三千五百餘萬圓に達しまし
た。しかしてそのうち豫備費豫算額は
五百十億八千餘萬圓でありまして、戰局
の推移に伴ひまして、臨時軍事費の支
出が多く、その豫算に不足を生じまし
たために補充いたしました額は、昭和
十二年十月三十日から昭和二十年十二
月一日までの間におきまして、三十二
回にわたり三百四十五億二千八百餘萬
圓でありまして、その所管別の内訳は、
大藏省所管において五億四千七百餘
萬圓。元陸軍省所管において百五十九億
七千餘萬圓。元海軍省所管において
百二十九億八千九百餘萬圓。元軍需省
所管において五十億千三百餘萬圓とな
つております。

次に臨時軍事費特別會計におきまし
て、その豫備費の豫算が拂い切りとな
りましたため、一般會計からの繰入金
を財源として豫算超過支出をいたしま
した額は、昭和十六年十一月一日及び
同五日の二回にわたりまして、一億九
千三百四十餘萬圓でありまして、その
所管別の内訳は、元陸軍省所管において
一億六千四百六十餘萬圓。元海軍省所
管において二千八百八十餘萬圓となつて
おりますが、これまたいづれも戰局の
推移に伴ひまして、臨時軍事費の支出
が多く、その豫算に不足を生じたため
でございます。

以上をもちまして昭和二十一年度第一
豫備金支出の件は事後承認を求むる
件七件の説明をいたしました次第であ
ります。何とぞ速やかに御承諾を與え
られんことをお願い申し上げます。
○大谷委員長 これより質疑に入りま
す。氏原一郎君。

○氏原委員 大藏省の方がお見えにな
つております機会に、一、二お尋ね
申し上げたいと思ひます。

まず第一に臨時軍事費特別會計豫備
費支出の件でございますが、たゞいま
承諾を求められておられますが、大體
昭和二十年九月、十月、十二月ご
ろまでのいわゆる豫備金支出でござい
ます。この臨時軍事費の決算とい
うものは一體、たとえば比島派遣軍、
あるいは南海派遣軍、各派遣軍の決算
といつたようなものすべてが終了し
たし、その時期は、一體いつ頃になる
ものでございましょうか。それからま
たこれらの各現地部隊等においては経理
等の書類を全部終戦の際に焼却したよ
うであります。そういうことになりま
すと、これらの完全な決算はできない
のではないかとということが考えられる
のであります。一體臨時軍事費に
つきましては、陸海軍その他各省關係
の部分、どの程度の時期において決
算が完了することになりましょうか、
その點を第一に伺いたいと思ひます。
それからたゞいま承諾を求められて
おります豫備費の支出以外に、なほま
だ豫備費の支出を求めめる分が後に残つ
ておるのであるかどうか、もしありと
いたしますならば、その大體のお見
込みの金額は、どの程度のものである
か。この二つについてまずお伺いた
したいと思ひます。

○河野政府委員 便宜上後の御質問か
らお答え申し上げますが、御承知の
通り、たゞいま政務次官が大體御説明
になつたのであります。ちよつと出
ておりますこの八件の豫備費の支出の
承諾を求めめる件についての相互の關連
を申し上げておいた方がわかりよいと
思ひます。お尋ねの件は、お尋ねの三冊

いつておると思ひますが、一冊は二十
一年度分であり、一冊は二十一年度分
であり、それからもう一冊は臨時軍事費
の關係でございます。御承知のように
豫備費には大體三つの種類がございま
して、第一豫備金、第二豫備金、それ
から特別會計で申しますと單に豫備費
と言つておられますが、その豫備費、こ
れが普通にある豫備費でありまして、
そのほかにこゝに出ておられます緊急對
策費第一豫備金というのがあるわけで
あります。第一豫備金と申しますのは、
豫算の超過支出に當るものであり
まして、豫算の積算の一つになつてお
つた數量の増加あるいは單價の騰貴等
によつて金が足りなくなつた場合に第
一豫備金が出る。豫備費は特別會計
の鐵道とか通信とかいうところであり
ますが、そこでは事業の量の増加その
他避ぐべからざる事情に基いて豫備費
が出るることになつております。それ
で二十一年度分をいたしましては、一般
會計におきましては、第一豫備金と緊
急對策費、第一豫備費は特別會計にお
いて第一豫備金と豫備費、こゝ四つに
わかれておるわけでありまして、一般
會計の第二豫備金支出につきましては、
既にこの前の議會において事後承認
をえておられます。それから特別會計
の第二豫備金についても既に承諾をえて
おるわけでありまして、従いまして二十
一年度分につきましては、もう既にこ
れをもちまして全部御承諾をえてしま
うわけでありまして。

それから二冊目の分は、二十一年度
に相なつておられますが、二十一年度
の第二豫備金は、今回の議會に提出し
て御承諾を求め、第一豫備金の方は今
度の冬の議會に全部決算をいたしまし
て御承諾を求めますことになる。こ

第六類第八號 昭和十四年法律第七十八號を改正する法律案(寺院等に無償にて貸付しある國有財産の處分に關する件)委員會議録 第八回 昭和二十二年三月二十四日 五九

ういふ關係でございます。従いまして第一豫備金については、まだ支出いたしてござりまして、毎日数字が動いてござります。

○氏原委員 ちよつと、私は第一豫備金、第二豫備金、一般會計、特別會計の關係でなしに、臨時軍事費の關係について伺いたいです。

○河野政府委員 後の質問から先に申し上げた方がわかりがよいと思ひまして申し上げるのであります。類がどのくらい残つておるかというお尋ねでありました。二十一年度の分については第一豫備金が残つておりますが、この数字は毎日動いております。たしか四千萬圓現在残つておると思ひます。臨時軍事費はこゝに北支事件第一豫備金から引續いて十數回にわたつて出しておるわけでありまして、この決算がいつできるかということでありまして、先ほど政務次官から申し上げました通り、昨年の二月二十八日一應の時に打切つてしまつてあるわけでありまして、しかし現地方面からのいろいろの書類がまゐりませんので、實際にははつきりした決算はできません。それで一應そのときにおいてわかつておる数字でもつて決算をいたしまして、毎年々々經理が明らかになる分だけはその年の一般會計の決算に添附して一緒に出す。こういうような建前になつております。従つてこれは今のところは今年及び明年中に済むと思ひますが、事情によりましては全然書類その他紛失して状況のわからぬものもあるだらうと考へております。

○氏原委員 この豫備金の支出のことにつきまして、第一豫備金については年度経過後の最初の議會に、第二豫

備金についてはその年度経過中に開かれるところの議會に報告するといふことになつておることは承知してござりますが、たゞいま御提案になつておりますすべての關係を一應拜見いたします。まず主として、第一豫備金第二豫備金についても、どちらかと申すと、給與の改善であるとか、その他一應やむをえざる支出のごとくに私どもも承知いたします。了承いたしますが、私は會計検査院の仕事に暫く従事しておつたこともござりますので、これらの問題についてはいづらか現在の會計検査院の構成と申しますか、あるいは地方の獨立官廳に對する會計検査制度の問題でありますか、いづか一つについて、自分が検査を受けず側のみに立つた場合と、そうして自分が會計検査の衝にあたります場合とにおいて、おの二つの立場からの經驗をもつておるのであります。豫備金の支出あるいは豫備費の支出といつたような事柄だけについて考へるのではなくて、全體的に考へて、特に最近におけるところの官廳の經理事務といふものについて、いまここに杜撰きわまるものがあると思はれます。たとへば最近議會で問題になりました逓信省の工務局に關連いたします經費の支出のやり方といつたようなもの以外にまた都道府縣市町村等の經理事務處理の實情をみれば、おのれに不安に堪へられない場合が多いのであります。政府の方ではこの豫備金支出の、これは承諾を求むる議案に直接關係はないのでありますけれども、今度の會計検査院法の改正であるとか、會計法の改正であるとかいふような畫期的な國家經理事務とも申しますか、そういう面をわかつて大きな變革が行われます場合

に是非とも國家公共團體を通じての經理の事務にあたりますものにいさし有能の士と申しますか、専門的な知識をもつた人をそのポストにすえて經理事務の厳正ならんことを期するといふことが必要ではないか。われわれにこゝういふふうの印刷物をおまわし下さつても、別に證書書類がついておるわけでもない。はたしてこれに承諾を與え得るものであるかどうかといふことについては疑をもちます。疑をもちますけれども、さりとて豫備金支出に關する證書書類を並べて内容を検討し、その言われましても、事實において検討してこの印刷物をこのまゝのみにするといふふうの印刷物にあらざるべきであります。一體政府のおやりになつておりますことを重箱の隅を揚子でつゝ、いろいろわけはないのでありますけれども、實際を言へば、私どもがこの承諾を求められた場合には、この一件ごとの支出について證書書類を拜見して十分な審査をしなければならぬ。ところが特に終戦後において各官廳の經理事務をやつておられますところでは、たゞある程度まで専門的な經理上の仕事をやつていくことのできるといつたようなエキスパートが置かれておるかといふと、これは非常に大きな疑問である。そこにはいろいろの問題が起るわけでありまして、私どもも逓信省事件などの内容を伺つてみましても、もしあの場合において經理關係の人で少し眼のあいた人がやかましく言つたならば、すぐわかるような問題があんなに大きな議會の問題にまで發展したのだといふふうの考へざるを得ないのであります。こゝういふ點について大藏當局は現在の各官廳關係の經理の事務に従事

しております職員等に對して、もう少し再教育するとかあるいは配置替をするとかいふようなことについて何かお考へになつておる點がござりませんか。この點について一つ御意見を伺つてみたいと思ひます。

○北村政府委員 たゞいまの御質問はきわめてごもつともなことでありまして、御承知の通りだん／＼國家全體の經理事務が大きなものになります。國家支出が非常に大きくなるに従つて經理の構成とか整頓とか、あるいは能率化といふようなことが、今日最も急務である。私どもも痛感いたしてござります。大藏省管内におきましても、たゞいまお話のような再教育については相當に努力をいたしておるのであります。新しい法案が出れば、その研究會を開いて末端に至るまで眞の精神が滲透するやうに、そゝういふふうなことは實は繰返していろいろの意味において再教育いたしておるのであります。なお經理全體にわたる根本的な考え方とか、殊にまた財政法が今度通りま

ついでにはだん／＼かわつてまいりました。これに従つて經理の建て方などにつきましても、現に御審議を願ひたい。あることであるが、これもいゝわば一つの特別會計によつてやつておる事業、一つの公企業として、一企業形態として經理情勢が損益計算等が今まよりとはつきりするやうにしようといふやうな建前を講じておられます。今後たゞいまお話のやうな方向に向つて一層努力したい。これは非常に痛感している點でありまして、御指摘のところはきわめてごもつとも存じてござります。一層そゝういふ方向にまいりますやうに努力をいたした

い。何分長い間戦争の眞最中にそれだけの最も堪能の者が應召いたしました。それにより、仕事の方は非常に増大した。その結果、仕事の方から来る破綻というものがはやくはやく消滅した。存じますし、お話の再教育その他の點については私どもも努力をいたしてござります。必ず御希望に副い得るか存じている次第であります。

○大谷委員 先ほどはこれより昭和二十年第一豫備金支出の件外七件に對しましては承諾を與うべきものであるといふことの意味を申し上げます。

○大谷委員 増井君。

○氏原委員 日本社會黨は昭和二十年第一豫備金支出の件外七件に對しましては承諾を與うべきものであるといふことの意味を申し上げます。

○大谷委員 増井君。

○増井委員 私は國民協同黨を代表いたしまして本案に全面的に賛意を表するものであります。

○大谷委員 討論は終局いたしました。これより採決いたします。各案とも原案に賛成の諸君は起立を願ひます。

○大谷委員 起立議員、よつて各案はいずれも原案通り可決いたしました。本日はこれにて散會いたします。午後零時八分散會

○大谷委員 起立議員、よつて各案はいずれも原案通り可決いたしました。本日はこれにて散會いたします。午後零時八分散會

○大谷委員 起立議員、よつて各案はいずれも原案通り可決いたしました。本日はこれにて散會いたします。午後零時八分散會

○大谷委員 起立議員、よつて各案はいずれも原案通り可決いたしました。本日はこれにて散會いたします。午後零時八分散會